

償却資産申告書へのマイナンバーの記入をお願いします。

平成28年1月からマイナンバーを利用した行政手続の開始により、償却資産申告書にマイナンバー(個人・法人番号)の記入をお願いいたします。

個人事業者の方は、番号法(第16条)に基づくマイナンバー(個人番号)の確認、及び申告者の本人確認を実施します。なお、法人事業者の方は、番号確認及び本人確認は不要です。

※マイナンバー(個人・法人番号)の記入のない申告書についても有効なものとして、これまでと同様に申告受付いたします。

法人事業者が申告する場合

法人事業者が申告する場合は、申告書への法人番号(13桁)の記入をお願いいたします。なお、法人番号指定通知書や本人確認資料等の提示・添付は不要です。

また、eLTAX(エルタックス)による電子申告の場合や代理人による申告の場合も同様です。

個人事業者が申告する場合

個人事業者が申告する場合は、申告書への個人番号(12桁)の記入をお願いいたします。また、受付の際に次のとおり個人番号確認・本人確認を行います。なお、eLTAX(エルタックス)による電子申告の場合は、本人・代理人申告共に個人番号及び本人確認の資料添付は不要です。

本人申告の場合

| ①マイナンバー(個人番号)確認方法 | ②本人確認方法 |
|---|--|
| 次のうちいずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード 2 通知カード 3 個人番号記載の住民票の写し | 次のうちいずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード 2 運転免許証、パスポート等 3 公的医療保険の保険証(国保、介護保険証等) 4 プレ印字された申告書(熊本市が送付した償却資産申告書) 5 その他 本人のみが取得できる官公署発行・発給のもの |

※郵送による申告の場合は、①と②の書類のコピーを同封してください。

代理人申告の場合

| ①代理権の確認方法 | ②代理人の本人確認資料方法 |
|--|--|
| 次のうちいずれか一つの書類を添付 1 委任状 2 税務代理権限証書 | <u>代理人が個人の場合</u> 1 個人番号カード 2 運転免許証、パスポート等 3 公的医療保険の保険証(国保、介護保険証等) 4 税理士証票 5 その他 本人のみが取得できる官公署発行・発給のもの |
| ③本人のマイナンバー(個人番号)確認方法 | <u>代理人が法人の場合</u> 2点の提示で確認 1 法人確認書類 登記事項証明書 2 法人との関係を証する書類 (社員証など) |
| 次のうちいずれか一つを提示 1 個人番号カード 2 通知カード 3 個人番号記載の住民票の写し | |

※郵送による代理申告の場合は、①は原本、②と③はコピーを同封してください。